

# 条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第145号～議案第149号)

令和5年第5回(12月)川口市議会定例会

## 令和5年第5回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第145号参考資料	川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第146号参考資料	川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	7
議案第147号参考資料	現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	11
議案第148号参考資料	川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	13
議案第149号参考資料	川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	15

議案第145号参考資料

川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第16条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u></p> <p><u>（略）</u></p>	<p>（期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第16条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u></p> <p><u>（略）</u></p>

別表第2（第3条関係）

（略）

別表第2（第3条関係）

（略）

○ 川口市職員の給与に関する条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を除いたものとする。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する<u>扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。）</u>については1人につき6,500円<u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（市長が別に定めるものに限る。）</u>（以下「<u>行8級職員等</u>」という。）にあつては、<u>3,500円</u>）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「<u>扶養親族としての子</u>」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事</p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を除いたものとする。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する<u>扶養親族に_____</u>については1人につき6,500円_____</p> <p>_____、同項第2号に該当する扶養親族（以下「<u>扶養親族としての子</u>」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事</p>

実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) (略)

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める者

2・3 (略)

(通勤手当)

第9条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる自転車等の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第9条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を\_\_\_\_\_除く。）

(2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める有料宿舎\_\_\_\_\_を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める者

2・3 (略)

(通勤手当)

第9条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる自転車等の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、\_\_\_\_\_支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に\_\_\_\_\_あつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

(3) (略)

3～6 (略)

(在宅勤務等手当)

第9条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第16条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第16条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤

(3) (略)

3～6 (略)

(期末手当)

第16条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第16条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤



議案第146号参考資料

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 一般職給与条例第16条の2及び第16条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、一般職給与条例第16条の2中「前条第1項」とあるのは、「川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例<u>第15条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第16条 <u>勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の者で規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）</u>に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 一般職給与条例第16条の2及び第16条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、一般職給与条例第16条の2中「前条第1項」とあるのは、「川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（<u>令和元年条例第18号</u>）第15条第1項」と読み替えるものとする。</p>

員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「会計年度任用職員で」とあるのは「次条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下この項において「フルタイム会計年度任用職員」という。）で」と、「会計年度任用職員に」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員に」と、「前項」とあるのは「同条第3項」と、「給料等の月額」とあるのは「同項に規定する合計額」と読み替えるものとする。

5 一般職給与条例第16条の2及び第16条の3の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、一般職給与条例第16条の2中「前条第1項」とあるのは「川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「職員」とあるのは「同条例第16条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下この条及び次条において「フルタイム会計年度任用職員」という。）」と、同条第2号及び第3号並びに一般職給与条例第16条の3第1項中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第17条～第22条 （略）

第16条～第21条 （略）

別表第 1 (第 3 条関係)

(略)

別表第 1 (第 3 条関係)

(略)

○ 川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 給与条例第16条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の勤勉手当の支給については、市長が別に定めるところによる。</u></p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 給与条例第16条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>会計年度任用職員</u>を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

議案第147号参考資料

現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第58号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（勤勉手当）</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する現業職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）</u>にあつては、任期が6月以上の者その他の者で任命権者が定めるものに限る。以下この条において同じ。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該現業職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した現業職員についても、同様とする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、退職手当は、<u>フルタイム会計年度任用職員</u>のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（1月間の日数（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</p> <p>3～8（略）</p> <p>（育児休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する現業職員_____</p> <p>_____に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該現業職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した現業職員についても、同様とする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、退職手当は、<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（1月間の日数（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</p> <p>3～8（略）</p> <p>（育児休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2</p>

条第1項の承認を受けた現業職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、期末手当）については、この限りでない。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第21条 第5条、第5条の3及び第6条の2 \_\_\_\_\_の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第13条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

条第1項の承認を受けた現業職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当（会計年度任用職員 \_\_\_\_\_）にあつては、期末手当）については、この限りでない。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第21条 第5条、第5条の3、第6条の2及び第13条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。



(退職手当)

第20条 (略)

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、フルタイム会計年度任用職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（1月間の日数（川口市の休日を守る条例（平成元年条例第55号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

3～8 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、期末手当）については、この限りでない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第29条 第6条、第7条、第9条、第11条及び第11条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第19条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

(退職手当)

第20条 (略)

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（1月間の日数（川口市の休日を守る条例（平成元年条例第55号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

3～8 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当（会計年度任用職員にあつては、期末手当）については、この限りでない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第29条 第6条、第7条、第9条、第11条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。



第14条 (略)

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、フルタイム会計年度任用職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（1月間の日数（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

3～8 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第19条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、期末手当）については、この限りでない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第23条 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2及び第6条の3の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第13条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

第14条 (略)

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（1月間の日数（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

3～8 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第19条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当（会計年度任用職員にあつては、期末手当）については、この限りでない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第23条 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2及び第13条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。